

三木市共に生きる

【条例担当部署と連絡先】

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市健康福祉部障害福祉課 障害者支援グループ

電話: 0794-82-2000(内線2304) FAX: 0794-82-9943

市の特徴

古くから金物の町として栄え、湯ノ山街道などの歴史的な町並みが残っています。神戸市に隣接し阪神間へのベッドタウンとして住宅地の開発が行なわれました。また、緑豊かな丘陵地にゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地でもあります。

交通の状況については、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の広域幹線道路がつながり、鉄道は、神戸電鉄栗生線が神戸都心部へ接続しています。

自治体データ

①人口:79,334人

2面積: 176.51平方キロメートル

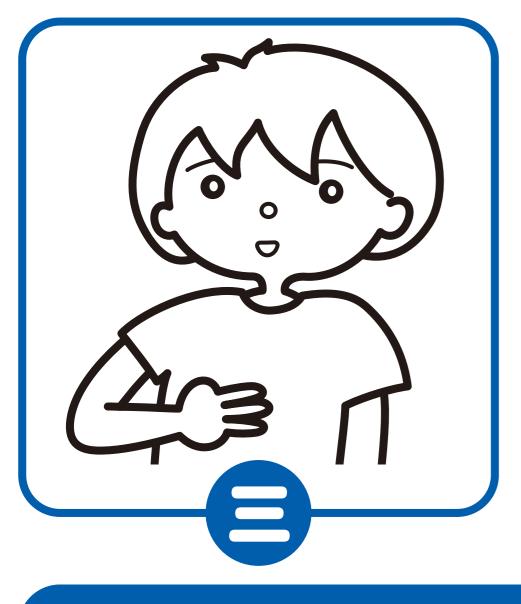
3身体障害者手帳所持者数:3,351人

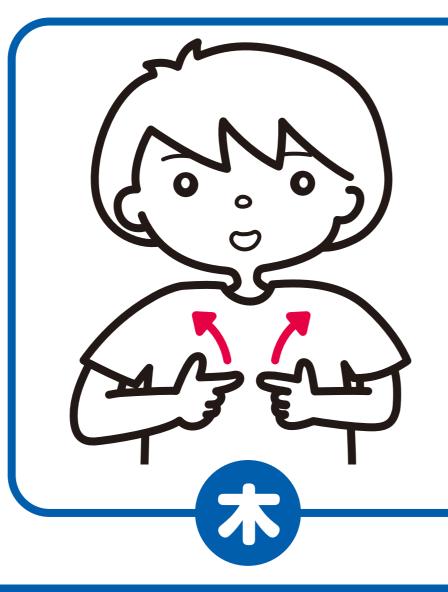
4 聴覚障害者数:229人

5手話サークル数: 1サークル

6設置手話通訳者数:1人 7登録手話通訳者数:20人

81年間の手話通訳の派遣件数:399件





条例を作るきっかけと 制定までの流れ

平成26年2月開催の「第4回耳の日のつどい」において、三木ろうあ協会や手話通訳者の皆さまから、「手話が言語として位置付けられたが、市民が手話と接する機会も少なく、手話や聴覚障害に対する理解が深まっていない」などの現状報告を受けたことにより、これからの市の普及活動について、推進施策の必要性を強く感じました。

● 平成26.8~11 検討委員会(4回)

平成27.1 パブリックコメント実施平成27.3 3月市議会で提案・可決



条例のねらい

●基本理念●

ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民 と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊か に共生することができる地域社会の実現を目指 し、手話を使用しやすい環境を構築するものと します。

●市の責務●

市は、基本理念に基づき、施策を実施します。

●市民の責務●

手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務●

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを 提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を 整備するよう努めます。



制定時、庁舎前で記念撮影(平成27年3月27日)

検討委員会で協議

三木市手話施策推進方針

手話に対する認識と普及に努めるとともに、ろう者が自立した日常生活を営み、共生することができる地域社会の実現を目指します。

- ①手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- ②市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- ③手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 施策の実施状況を確認するため三木市手話施策推進会議を設置し、施策やその進捗状況について意見を聞きます。

具体的な取り組み

- ●啓発用パンフレットの配布
- ●冊子「あいさつから始まる手話」を作成
- ●市内公民館等での手話講座を実施
- ●市内事業所等で啓発講座を実施
- ●市の行事に手話通訳者等を派遣
- 市内小学校・中学校・特別支援学校で 啓発講座を実施及び同教職員に手話 研修会の機会を提供
- ●市職員に対する手話講習会を実施
- ●手話奉仕員、手話通訳者の養成
- ●啓発講座等の指導者養成





市職員に対する手話講習会を実施

三木市における手話の在り方のイメージ

C 20-20 Mass

市内事業所で 手話講習会を実施

ろう者が、店舗、病院や 企業の事務所で手話が使用 できるよう手話通訳者の雇用又は 社員への研修を行う環境づくり (就労支援含む) 手話通訳士·手話通訳者を 多く養成し、派遣事業の充実や 講師の育成を図る

●広報やパンフレット等啓発

●学校での啓発講座

●講習会の実施

障がい者に優しい 企業づくり制度の構築等 統一試験等受験

- ●手話奉仕員養成講座(2年)
- ●手話通訳者養成講座 (7. 7. 4 ~) 51.0 ~

(I·Ⅱ 4年)計6年

教育レベル、市民レベル

事業所レベル

専門レベル